

平成30年余市町議会第1回定例会会議録（第4号）

開 議 午前10時00分
 延 会 午後 1時50分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二
 平成30年3月5日（月曜日）

○招 集 の 場 所 余 市 町 長 嶋 保
 余市町議事堂 副 町 長 鍋 谷 慎 二

○開 議 総 務 部 長 前 坂 伸 也
 平成30年3月8日（木曜日）午前10時 総 務 課 長 須 貝 達 哉

○出 席 議 員 （17名） 企 画 政 策 課 長 滝 上 晃 一
 余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫 地 域 協 働 推 進 課 長 笹 山 浩 一
 余市町議会副議長 11番 白 川 栄 美 子 財 政 課 長 高 橋 伸 明
 余市町議会議員 2番 吉 田 豊 税 務 課 長 堀 内 学
 " 3番 辻 井 潤 民 生 部 長 須 藤 明 彦
 " 4番 岸 本 好 且 町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成
 " 5番 土 屋 美 奈 子 高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実
 " 7番 近 藤 徹 哉 保 健 課 長 濱 川 龍 一
 " 8番 吉 田 浩 一 環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人
 " 9番 佐 藤 一 夫 経 済 部 長 小 林 英 二
 " 10番 野 崎 奎 一 農 林 水 産 課 長 細 山 俊 樹
 " 12番 庄 巖 龍 商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨
 " 13番 安 久 莊 一 郎 建 設 水 道 部 長 久 保 宏
 " 14番 大 物 翔 建 設 課 長 高 橋 良 治
 " 15番 中 谷 栄 利 ま ち づ くり 計 画 課 長 亀 尾 次 雄
 " 16番 藤 野 博 三 下 水 道 課 長 近 藤 勉
 " 17番 茅 根 英 昭 水 道 課 長 渡 辺 郁 尚
 " 18番 溝 口 賢 誇 会 計 管 理 者（併）会 計 課 長 山 本 金 五
 ○欠 席 議 員 （1名） 農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 利 美
 教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
 教 育 部 長 小 俣 芳 則
 学 校 教 育 課 長 羽 生 満 広

社会教育課長 松井正光
選挙管理委員会事務局長 小林広勝
監査委員事務局長 澤辺成徳

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本雅純
議事係 長 枝村潤
書記 補 荒谷かなえ

○議事日程

- 平成30年度町政執行方針
平成30年度教育行政執行方針
- 第1 議案第1号 平成30年度余市町
一般会計予算
- 第2 議案第2号 平成30年度余市町
介護保険特別会計予算
- 第3 議案第3号 平成30年度余市町
国民健康保険特別会計予算
- 第4 議案第4号 平成30年度余市町
後期高齢者医療特別会計予算
- 第5 議案第5号 平成30年度余市町
公共下水道特別会計予算
- 第6 議案第6号 平成30年度余市町
水道事業会計予算

開議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから平成30年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程に従いまして、ただいまから平成30年度町政執行方針について嶋町長から説明されます。

嶋町長の発言を許します。

○町長（嶋 保君） 平成30年余市町議会第1回定例会において、町政執行の基本方針と重要な諸施策並びに私の所信を申し上げます。

町政の執行に当たりましては、議会議員各位を初め町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただき、心から感謝とお礼を申し上げます。

今、地方を取り巻く環境は、人口の減少や高齢化、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩みや、福祉需要の増大などにより依然として厳しい行財政運営が強いられる状況が続いておりますが、「第4次余市町総合計画」及び「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に進めることにより、町全体の活性化に向けた取り組みを推進してまいります。

本年予定されている北海道横断自動車道余市インターチェンジの供用開始により、物流や人の流れが大きく変わることが予想されることから、歴史、文化、産業等の情報発信をさらに推し進め、全国的に知名度が上がっている余市町産のブドウを使ったワインのさらなるPRと、ワインツーリズムなどのワイン関連事業の展開を図り、本町を訪れる方々が、余市町に来てよかった、また来たいと思えるまちづくりを進めてまいります。

また、本年度から施行されます「余市町自治基本条例」は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民みずからの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的としております。

それぞれが自覚と責任を持ち、知恵を出し合い、お互い支え合い、地域へのかかわりを持ち、より豊かな、より安全な、より過ごしやすい町を目指し行動することが求められており「余市町の自治の主体は町民」を基本理念に、町政を執行してまいります。

以上を踏まえ、平成30年度の町政執行に当たり

ましては、「1. 住み良く安心して暮らせるまちづくり」、「2. 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり」、「3. 町民と行政が連携して歩むまちづくり」の3本の柱を政策の基本とし、職員と一丸となって町民の負託に応え、住みやすさを実感していただけるような持続可能な地域社会づくりに向けて全力を尽くしてまいりますので、各位におかれましては特段のご理解を賜りたいと存じます。

1、住みよく安心して暮らせるまちづくり。

主人公である町民が、この町に住んでよかったと思えるような、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

町民の暮らし、健康を守るための施策。

町民生活に密着した社会資本を整備するための施策。

豊かな自然環境を保全するための施策。

災害に備えたまちづくりを進めるための施策。

2、多様な資源と人的パワーを生かした元気なまちづくり。

産業間・産学官の連携、人的パワーの活用、教育・文化芸術活動とスポーツの振興により、元気なまちづくりを進めます。

産業振興のための施策。

教育・文化・スポーツの振興を図るための施策。

まちづくりを担う人材を育成するための施策。

3、町民と行政が連携して歩むまちづくり。

町民の立場に立った行政運営を推進し、町民と行政の連携によるまちづくりを進めます。

協働のまちづくりを進めるための施策。

財政基盤の確立と効果的な行政運営を進めるための施策。

以上3本の柱をもとに、「町民が主人公」となるまちづくりを、以下の諸施策により推進します。

1、住みよく安心して暮らせるまちづくり。

地域福祉に関する施策。少子高齢化・核家族化の進展により、家族機能や、ともに支え合う地域

機能が低下してきていることから、引き続き地域福祉の中核を担う社会福祉協議会への支援を行い、ボランティア活動の連携強化など、ともに助け合い思いやりを感じる地域社会の構築に努めます。

また、要支援者につきましては、関係機関との連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や、緊急時の速やかな支援体制の構築に努めるとともに、引き続き名簿情報の更新を行います。

児童福祉に関する施策。みんなで支えるゆとり・安心・楽しい子育てを基本理念として策定した「余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育の推進と子育てしやすい地域環境の整備に努めます。

また、地域子育て支援拠点事業の拡充とあわせて、今後も子育て相談支援及び地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

さらに、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」における関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子供が健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

高齢者福祉に関する施策。高齢化が急速に進む中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、さらには認知症高齢者への支援の充実が求められています。

このため、新たに策定した「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み安心して暮らすことができるよう、高齢者のニーズに応じた、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進します。

障害者福祉に関する施策。障害のある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼ

ーション」の理念のもと、住みなれた地域で自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目指した「余市町障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき施策の推進に努めるとともに、引き続き権利擁護や虐待防止に取り組みます。

さらに本年度から始まる「余市町障がい児福祉計画」に基づき、発達のおくれや障害のある子供に対するサービス提供体制の計画的な構築に努めるとともに、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充について検討します。

保健に関する施策。町民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくためには、若い世代から健康に関心を持ち、食生活を初めとする生活習慣の改善や心のケアができるよう健康づくりを進めていく必要があります。

成人保健対策につきましては、「余市町健康づくり計画」に基づき、栄養・食生活・運動など生活習慣全般の改善を図るため、関係団体と連携し健康教室や健康相談を実施します。

特定健康診査事業では、引き続き普及啓発・受診勧奨に努めるとともに、糖尿病を初めとする生活習慣病の発症及び重症化予防の取り組みを強化し、生活習慣の改善に向けた特定保健指導の充実に努めます。

各種がん検診事業では、早期発見・早期治療が重要であるため、引き続き普及啓発・受診勧奨に努めます。

特に、女性特有の乳がん・子宮頸がん検診においては、一定年齢の検診料を無料とし受診促進を図ります。

高齢者の歯科健診事業では、加齢に伴う口腔機能の低下や誤嚥性肺炎を予防するため、後期高齢者を対象とした健康診査を実施します。

母子保健対策につきましては、家庭や育児環境の変化などさまざまな課題に対応し、安心してゆとりある出産や子育てができるよう、訪問や相談、

乳幼児健診などの充実に努めるとともに、周産期医療体制について、引き続き小樽市を含む北後志地域6市町村で連携を図り充実に努めます。

また、不妊治療、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費に対する助成を実施します。

さらに、子育て支援として子供を持つ親に対する経済的負担の軽減を図るため、医療費に対する助成を実施します。

予防対策につきましては、感染症の拡大防止を図るため、定期予防接種を適切に行うよう対象者への勧奨に努めるとともに、インフルエンザや大人用肺炎球菌予防のワクチン接種費に対する助成を実施します。

交通安全に関する施策。交通安全対策につきましては、「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「デイ・ライト」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導を初め、町民への啓発などを積極的に実施し、一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

特に、本年度は北海道横断自動車道余市・小樽間が開通予定であることから、アクセス道路における交通安全対策を強化します。

消費者保護に関する施策。生活環境が複雑化する現代社会において、巧妙な悪質商法や特殊詐欺などによるトラブルに巻き込まれるケースも多く、年齢に関係なく幅広い消費者保護に関する取り組みが重要となっています。

このため、消費者被害の未然防止や、消費生活相談の窓口である小樽市を含む北後志6市町村で開設している「小樽・北しりべし消費者センター」の活用について、引き続き広く町民へ周知を図り、安全・安心な暮らしの確保に努めます。

国民年金に関する施策。国民年金事業につきま

しては、年金に関する各種届け出や保険料の免除・猶予申請、受給請求などの手続について適切に対応するとともに各種年金制度の周知、相談業務に努めます。

道路に関する施策。国道につきましては、国道5号の栄町中央帯整備工事の早期完成や国道229号の電線共同溝工事の事業促進、道道につきましては、JR余市駅前の道道豊丘余市停車場線の電線共同溝工事や道道登余市停車場線の交差点改築工事の事業化を関係機関に要望します。

町道につきましては、橋梁の「長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業に基づく補修工事、トンネルの点検調査、さらには、北海道横断自動車道余市・小樽間の供用開始にあわせて、町道大浜中登線の道路整備や道路案内標識の設置などに取り組むとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め、安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間における道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適に過ごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、老朽化した除排雪車両機械の更新を図り、即応体制の確立と機動力の向上に努めます。

流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、本年度完成予定の北海道横断自動車道余市・小樽間の朝里地区におけるフルジャンクションの早期完成や、町道黒川町中通り2号線などの道道昇格による整備を強く要望するとともに、北海道横断自動車道余市インターチェンジの供用開始、さらには、これに続く共和までの延伸を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

河川に関する施策。余市川につきましては、河川環境保全に向け、さらには、ヌッチ川やフゴッペ川など2級河川の治水対策につきましては、

自然環境に配慮した事業の計画的推進を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合を初め、地域の方々の協力をいただきながら、治水対策や維持保全に努めます。

港湾・海岸保全に関する施策。余市港湾につきましては、中央埠頭岸壁車どめ設置工事などを行うとともに、港湾利用者と協議しながら、維持保全に努めます。

海岸保全につきましては、大川地区の越波対策として海岸護岸補強工事の早期完成を要望するとともに、栄町地区の越波、侵食対策についても関係機関に要望します。

公園事業に関する施策。都市公園につきましては、町民が安心して利用できるよう、施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々の触れ合いの場、憩いの場として、利用促進を図ります。

また、老朽化が進んでいる余市運動公園フェンス取りかえ工事を行うとともに、公園施設の劣化や破損状況の点検・確認を行い、年次的な施設整備計画の策定を進め、公園利用者の安全の確保に努めます。

公営住宅に関する施策。公営住宅につきましては、入居者が安心して生活ができるよう、「余市町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、引き続き山田団地の浄化槽設置に伴う水洗化工事を3棟12戸実施するほか、快適な住環境の整備に向けた取り組みを進めます。

住宅関連に関する施策。本町への移住・定住を目的とした土地・住宅の取得に対する支援制度により、本町への移住促進に一定の成果が見られたことから、引き続き支援制度を継続するとともに、宅地取引の拡大と住宅建設の増大による町内経済の活性化や町内定住化に努めます。

また、空き家住宅除却費補助制度により、一定

の不良空き家住宅が除却された実績を踏まえ、補助制度の継続により不良空き家住宅の除却を促進し、良好な住環境の形成に努めます。

まほろばの郷地区に関する施策。まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進に向けた支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、既存ストックを生かした地域づくりを進めます。

地域公共交通の活性化と再生に関する施策。高齢化の進行などにより、買い物や通院等で移動手段を持たない、いわゆる交通弱者の方々の移動手段を確保することが重要課題となっていることから、高齢化社会における効果的・効率的な地域公共交通の確保に向け、交通事業者などの関係機関・団体により組織する「余市町地域公共交通活性化協議会」により、町内の地域公共交通を取り巻く現状と課題について調査を行うとともに、全町的な交通体系や交通政策について、具体的な協議・検討を進め、「余市町地域公共交通網形成計画」を策定します。

環境に関する施策。環境対策につきましては、余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を引き続き実施し、地域の環境保全に努めるとともに、地球温暖化対策として、街路灯のLED化促進に向け、更新などに係る工事費や街灯料への助成、庁舎照明のLED化など、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを進めます。

町営斎場につきましては、本年度より建てかえ工事に着手し、平成32年度の供用開始を目指します。

一般廃棄物処理に関する施策。一般廃棄物の処理対策につきましては、分別のさらなる徹底など町民の協力をいただきながら、ごみの減量化と資源リサイクルに向けた取り組みを促進するとともに、みずからごみをステーションまで搬出するこ

とが困難な高齢者などへの支援として、安否確認にもつながる「ふれあい収集」を引き続き実施します。

また、公共下水道が整備されていない地域を対象とし、各家庭から排出される生活雑排水による河川・海域の水質汚濁防止、さらには水洗トイレに改修することにより快適な暮らしを確保するため、合併処理浄化槽設置に対する助成制度を創設します。

防災に関する施策。近年の異常気象が、各地に甚大な被害をもたらしている状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しを踏まえ、関係機関と密接な連携を図りながら、「余市町地域防災計画（本編）」の見直しと防災対策の整備を引き続き進めます。

土砂災害対策につきましては、北海道と連携して土砂災害警戒区域などの指定と避難体制の整備を進めます。

また、津波避難対策につきましては、北海道が公表した「北海道日本海沿岸の新たな津波浸水想定」に基づき防災ガイドマップを作成、全戸配布し、避難所等の周知を図ります。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、防災無線も含め、地理的条件など本町に最も適した、確実に情報が伝わる手段を検討するとともに、新たな無線システムについて調査・研究に取り組みます。

さらに、避難所の見直しに伴い、避難所看板を更新し、避難所における備品など防災資機材の整備を計画的に進めます。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国や北海道の防災計画との整合性を図りながら、「余市町地域防災計画（原子力災害対策編）」の整備を進めるとともに、北海道や関係市町村と連携し、避難対策など必要となる防災対策の整備を引き続き取り組みます。

災害の被害を最小限にとどめるためには、日ごろからの災害に対する備えが大切であることから、防災学習会などを通して区会など地域との連携を図るとともに、防災に関する知識の普及啓発を行い、地域における防災力の強化に努めます。

2、多様な資源と人的パワーを生かした元気なまちづくり。

農業に関する施策。多様化する消費者ニーズや流通構造の変化などを的確に捉え、本町の強みを生かした各種施策の展開が重要であることから、余市町農業振興協議会を初めとする関係会議における協議を重ねながら、本町農業の振興を図ります。

果樹につきましては、「余市町果樹産地構造改革計画」に基づき、リンゴ・ブドウ・桜桃などの優良品種への転換や圃場整備を行い、より一層の安定生産を進めるとともに、本年2月に行った「ふるさと名物応援宣言」を契機としブランド力の向上に向けた取り組みを推進します。

特に、本町の果樹栽培の歴史を築いてきた「りんご」栽培の振興を進めるとともに、「生食用ぶどう」栽培の再生に向けて取り組みを支援します。

さらに、急速に栽培面積がふえている「醸造用ぶどう」栽培の振興と本町で栽培されたブドウを原料とした「ワイン」のブランド化に向けた取り組みを進めます。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、施設の新設や更新に伴う資材などへの支援を行うとともに、栽培技術の確立と販路拡大などに向けた流通対策の推進に努めます。

安全・安心な農産物の生産につきましては、イエス・クリーン表示制度やエコファーマーによる農業生産方式の普及に努めるとともに、環境保全型直接支払交付金を活用した草生栽培の取り組みを進めるなど、クリーン農業の推進に努め、自然環境に調和した環境保全型農業の確立を目指しま

す。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

また、新規就農者の募集や支援を行うため、関係機関で組織する「新規就農活動支援センター」による取り組みを進めるとともに、農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者の育成に努めます。

農村活性化センターにつきましては、農業学校や各種講座・サークル活動の充実を図るとともに、果樹を利用した体験学習などを通じた都市と農村の交流を進めます。

また、6次産業化に向けた取り組みの場として、町内農業者による農産物の加工など、施設の有効活用を図ります。

市民農園につきましては、利用者に対する栽培技術講習会の開催や相談員の配置を継続し、利用しやすい農園を目指した環境づくりに努め、利用者の拡大を図り、施設の有効活用と適正な維持管理に努めます。

園芸試験場につきましては、研究圃場としての機能向上を図るため、農業者や研究機関の意見を適切に反映させ、新品種の適応試験や栽培技術の研究などの利活用を推進するとともに、各種委託試験の栽培管理を行うなど、有効な調査研究に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部の協力を得て、カラス・ヒグマ・エゾシカ・キツネの捕獲・駆除を実施するとともに、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除についても引き続き実施します。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵の設置及びアライグマの駆除を目的とした箱わなの購入など、生産者みずからが行う自己防衛対策を支援します。

林業に関する施策。林業につきましては、「余

市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、民有林においては森林整備地域活動支援事業や未来につなぐ森づくり推進事業を継続的に実施するとともに、適切な森林施業の推進と管理に努めます。

また、町有林においては、豊丘水源涵養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野駝駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

漁業・水産加工業に関する施策。漁業の振興につきましては、浅海増殖事業、淡水増殖事業への支援を継続するとともに、将来的な養殖事業の定着化に向け、ホタテ・カキ・ナマコ・ムラサキイガイの養殖試験を支援し、水産資源の確保に向けた取り組みの強化を図ります。

いそ焼け対策につきましては、余市町沿岸漁場再生活動組織における食害生物の除去やモニタリングを継続するとともに、北海道や中央水産試験場を初めとした関係機関との連携を密にし、より有効な対策の取り組みに努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めるとともに、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請します。

水産加工業の振興につきましては、各種イベントなどを通して水産加工品のPRに努め、消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し、漁業への障害の防止、海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

6次産業化に関する施策。6次産業化の推進につきましては、「地元農水産物を活かした加工・販売・流通の一体的つながりによる産業振興」を目指し、関係団体と連携した取り組みを進めます。

また、「余市」という地域ブランドを確立するため、札幌圏をターゲットとした本町農水産物加工品のPR強化に努めます。

ワインに関する取り組みにつきましては、ワインの基礎知識を学び、ワインへの興味、関心を高め、余市産ブドウを原料としたワインとワイン産地としての本町の魅力をPRするため、ワイン教室や、イベントの開催を支援し、ワイン産業のブランド力向上に努めます。

また、ワイン特区やビンヤード景観、道内最大の生産量を誇るワインブドウ産地という優位性を生かしたワインツーリズムやPR活動を広域連携で進め、観光振興を含めた6次産業化の推進を図ります。

商工業に関する施策。商工業の振興につきましては、余市町中小企業振興条例に基づく融資や保証料助成など、中小企業者等への支援とともに、余市商工会議所及び余市中小企業相談所への助成措置も継続して、中小企業者等の経営基盤の安定化に努めます。

また、商店街活性化対策として、商店街連合会と連携を図りながら、地元に着目した商店街事業への支援を継続するとともに、空き店舗などを活用した起業支援及び既存店舗の改修支援を継続し、地域経済の活性化に努めます。

観光に関する施策。観光振興につきましては、積極的な観光客の誘致や観光産業による地域経済の活性化に向けた取り組みを一般社団法人余市観光協会と連携し進めます。

本町の自然や産業などさまざまな資源を活用した体験型観光の新たな発掘と定着化に向けた取り組みを推進するとともに、冬の観光を推進する事業に取り組むことにより、魅力ある観光地づくり

に努めます。

また、北海ソーラン祭りは、50回の節目を迎える記念開催として、歴史に残る、にぎわいのある祭りにするため充実を図ります。

北海道横断自動車道余市インターチェンジが供用開始されることから、小樽市を初めとする北後志圏域町村との連携をより一層強化し、開通効果を生かした観光客の誘致に努めます。

さらに、増加する訪日外国人旅行者に対しては、外国語ホームページを活用して、本町の魅力を積極的に発信するとともに、黒川観光トイレの洋式化に取り組み、受け入れ環境の整備に努めます。

ドライブ観光の拠点である道の駅においては、再編整備に向けた取り組みを進めるとともに、余市町 i センターによる積極的かつ効果的な観光情報の提供や農業生産者との連携による地場製品の販売とPRの強化など、道の駅の機能向上に努めます。

観光物産センターにおいては、指定管理者と連携し、展示販売方法の充実を図りながら、地場製品のPRと観光情報の提供に努めます。

農道離着陸場においては、野そ駆除対策の農業利用、ドクターヘリや防災ヘリによる救急防災業務利用など、離着陸場機能の維持に万全を期するとともに、スカイスports、体験型観光、イベント会場などの多面的な利活用の推進に努めます。

労働に関する施策。労働対策につきましては、失業者などの就労対策を図るとともに、季節労働者の通年雇用を促進するため、通年雇用促進支援事業の推進に努めます。

教育・文化芸術活動とスポーツの振興に関する施策。本町の未来を担う人材を育てる教育は、町の根幹を形づくる重要な政策です。町民一人一人が生涯にわたり主体的な学習活動を通して、みずからを高めるとともに、社会の中でそれぞれの役割を果たし、心豊かに互いに支え合うことができる自立性の高い地域づくりの実現を図ります。

学校教育につきましては、今日、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、子供たちが自立し、たくましく生きていくための力の育みと、みずからが意欲的に学び、つくり出す喜びを大切にする学習活動を推進します。

学校では、子供たちが安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備と機能の充実に向け、引き続き適切な維持管理に努めます。

また、社会教育につきましては、生涯学習社会の実現のために、自分に適した手段・方法によって、自主的に学び続けることのできる機会の提供に努めるとともに、町民が生涯を通して学び、習得した学習の成果を地域に生かせる環境づくりに努めます。

文化財につきましては、施設の適切な保存と管理を行い、埋蔵文化財や地域の歴史資料を収集し将来に継承するとともに有効活用を図ります。

スポーツの振興につきましては、町民が健康で充実した生活を送るための環境づくりと、関係団体と連携して各種大会を開催するなど、町民の体力向上と健康増進に努めます。

未来を担う青少年の育成に関する施策。ふるさと余市町を応援する皆様からお寄せいただいた寄附を活用した「余市町の未来を担う青少年を育成するための事業」につきましては、交流都市である奈良県五條市の五條高等学校賀名生分校の生徒受け入れ事業を実施し、余市紅志高等学校園芸クラブ生徒との交流を行うことにより、基幹産業である農業を通じて、郷土への理解を深め、未来を担う青少年の育成を図ります。

さらに、広島、長崎の惨禍を再び繰り返させないことや、核兵器廃絶への決意を表明することを目的として定められた「非核余市町宣言」を具現化するため、原爆パネル展や原爆の悲惨さを伝える資料館への児童生徒の派遣事業を実施し、宣言趣意の浸透を図ります。

地域間交流に関する施策。地域間交流につきま

しては、本年度、親善交流都市である福島県会津若松市において「戊辰150周年」を迎えることから、本町におきましても会津若松市と連携のもと、各種記念事業へ参加するとともに、両市町の歴史的つながりや地域間の交流事業を浸透させるための取り組みにより、両市町の友好関係の充実に努めます。

また、交流都市である奈良県五條市との交流につきましても、町内関係団体との連携のもと、昨年度に引き続き両市町において特産品の物産展を実施し、経済交流の取り組みを進めます。

人口減少問題に関する施策。人口減少が加速する中、国においては「まち・ひと・しごと創生法」に基づく各種交付金や支援制度の創設により、人口減少時代における地方への人の流れの創出に向けた施策を進めています。

本町においても、「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本年度予定の北海道横断自動車道余市延伸や、原料の生産量と品質に裏づけられたワイン産業の高まりを背景として、地域の魅力を生かした就業機会の創出、子育て支援、住宅新築支援、新規就農支援など、引き続き本町への人の流れを生み出す施策を推進します。

また、将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、移住・定住政策の促進として、元気なシニア層が本町に移り住み、一人一人が役割や生きがいを持って活躍することにより、健康寿命を延ばすとともに、地域住民はもちろん、若年世代も一緒になって、健康でアクティブな生活を送ることができるコミュニティを形成するため、関係機関・団体と協議を重ねながら、「余市町版生涯活躍のまち」の実現に向けた取り組みを進めます。

宇宙記念館に関する施策。余市宇宙記念館につきましては、宇宙開発や天体・自然・地球環境などの学習の場として、展示資料や映像資料の展示方法などの改善工夫はもとより、児童生徒を対象にした「おもしろ宇宙教室」など実験・体験など

も取り入れた各種講座や教室を実施します。

さらに、独自の企画による特別展の開催や開館20周年記念事業を実施するなど、特色ある事業展開に努めます。

また、運営に当たっては、余市宇宙記念館利用促進懇談会を通して町民や教育関係者の意見や要望を伺いながら、魅力ある宇宙記念館の運営に努めます。

3、町民と行政が連携して歩むまちづくり。

町民と行政の連携に関する施策。地域の特性を生かした行政運営が求められる今日、町民と行政が連携してまちづくりを進めていくことが大切です。

本年度から施行される「余市町自治基本条例」の基本理念、基本原則に基づき、町民参加の仕組みを確立し、町民向けフォーラムの開催などにより、条例内容の周知を図り、町民と行政が連携して歩むまちづくりに努めます。

区会や各種ボランティア団体の自主的な活動は、「第4次余市町総合計画」の基本構想における基本目標の一つであり、「町民と行政が連携して歩むまち」の実現には、なくてはならない大きな「力」であることから、こうした活動がさらに活発に展開されるよう、各ボランティア組織の紹介や相互交流の機会づくりなどに努めます。

また、町職員が地域と行政のパイプ役となる「地域連絡員制度」の充実に努めながら、地域住民と行政がともに協力し合い、地域の課題をみずから解決、決定していく地域づくりを推進します。

情報の共有に関する施策。町民参加のまちづくりを推進していく上で、情報公開と町民との情報共有は、大変重要なことです。

そのためにも、「広報よいち」の紙面の充実に努めるとともに、「町ホームページ」により、わかりやすい情報のリアルタイムな発信に努め、行政の透明性を高めます。

また、町政懇談会や各種説明会などにより、多

くの町民と意見を交換しながら情報の共有化と情報公開の推進に努めます。

さらに、「予算説明書」の全戸配布を継続して行い、町の予算についてわかりやすい情報の提供に努めます。

行財政に関する施策。本町における歳入につきましては、地方交付税や国庫支出金など約7割が依存財源で占める脆弱な財政構造となっており、また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率も非常に高く硬直化している状況です。

地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くことが見込まれますが、あわせて、貴重な経営資源である町有財産の有効活用と不用財産の売却等を積極的に行い、歳入の確保を図るなど、限られた財源の効率的な配分を図るとともに将来への備えを考慮しながら、今後も引き続き持続可能な財政基盤の確立を念頭に、財政健全化に努めます。

このような財政状況の中、町税は重要な自主財源であることから、課税客体の適正な把握による課税、収納率向上に向け納期内納税促進のため、引き続きインターネットを利用したクレジット納付や口座振替納税の普及を図るとともに、新たな納付環境の整備として、コンビニ納付の運用開始に向けた取り組みを進めます。

また、税負担の公平性を欠くことのないよう、滞納状況の的確な把握に努め、適切な滞納整理を実施するとともに、税外収入についても、町税同様、収納率向上に努めます。

職員の資質向上に関する施策。本年度から施行される余市町自治基本条例に、職員の責務が明記されたことを踏まえ、職員はこれまで以上にコンプライアンスに対する意識向上を図るとともに、自己研さんを図りながら、全力を挙げて職務を遂行していかねばなりません。

そのため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事交流、人事評価制度などによる職員の意識改

革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

効果的な広域行政の推進に関する施策。広域行政の推進につきましては、北海道横断自動車道余市・小樽間の本年度開通に向け、北後志圏域市町村が連携し設立した、「高速で行こう！！北しりべし地域魅力発信協議会」において、圏域が一体となって広域的な機運醸成を図るとともに、地域の魅力を広く道央圏等へ発信し、開通効果の北後志全域への波及を目指します。

あわせて、北海道横断自動車道余市延伸を好機と捉え、町民への効果的な情報提供を行うとともに、町全体が高速道路の開通効果を実感できるよう、機運を醸成する町単独の取り組みを進めます。

さらに、小樽・余市間国道新設改修事業の推進や、一般国道5号倶知安余市道路共和・余市間の早期完成と倶知安・共和間の早期着手、さらには鉄道路線の存続など、広域交通体系の整備について、関係市町村などと十分連携を図りながら、関係機関に対する積極的な要請活動を推進します。

また、後志総合開発期成会などを通して、広域的な課題解決の取り組みを進めるとともに、北しりべし定住自立圏における市町村間の広域連携や一部事務組合、広域連合などについても効果的かつ効果的な広域行政を進めます。

特別会計。

1、介護保険特別会計。

介護保険は、本年度から「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき事業運営を行います。

各種介護サービスの利用は着実に町民に浸透しており、介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう自立生活の支援を基本として効果的、効率的な介護サービスの提供を図るとともに、保険給付費の動向を見きわめながら財源の安定確保を図り、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

また、包括的支援事業を実施する地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し地域支援事業を展開するとともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業により、地域の実情に応じた取り組みを行うことで、地域で支え合う体制づくりを推進します。

さらには、昨年度から実施しております、介護支援ボランティアポイント事業を初め、「地域まるごと元気アッププログラム」や「ふまねっと教室」等の介護予防教室の拡充や生活支援サービスの実施など総合的な支援に努めるとともに、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるため、国の「新オレンジプラン」に基づき、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断、早期対応など各種施策を推進します。

2、国民健康保険特別会計。

国民健康保険事業は、被保険者数の減少などにより税収が減となる一方、被保険者の高齢化などにより医療費は増加傾向にあり厳しい運営状況となっています。

こうした状況において、新たな国民健康保険制度として北海道が国民健康保険の財政運営の責任主体となり市町村と一体となって運営を行う「都道府県単位化」が始まりますが、引き続き医療費の適正化と税収等の財源確保に努めるとともに、北海道との連携を密にして健全な事業運営に努めます。

3、後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療制度は、北海道内全市町村で構成する広域連合により運営されていますが、市町村が行う事務の円滑な実施に努め、本医療保険制度の適正な執行を図ります。

4、公共下水道特別会計。

管渠建設工事につきましては、大川地区、浜中地区、栄地区、沢地区の整備を実施し、未普及区域の解消を図ります。

下水処理場につきましては、「ストックマネジ

メント計画」に基づき、処理場の運転操作に係る監視制御設備の更新工事を行うとともに、下水処理場を初め各施設の適正な維持管理を行い安定した水処理の保持に努めます。

今後におきましても、快適な生活環境の確保と水環境の保全を図り、さらには水洗化率向上に向け未接続の方々に対する公共下水道事業の普及啓発による水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化を進め、下水道事業運営の安定化を図ります。

企業会計。

水道事業会計。

水道は町民の日常生活を維持し、経済活動を支える重要なライフラインであり、安全で安心な水を常に安定的に供給することを基本責務として事業の推進を図っています。

本年度の主な事業としましては、震災時における避難所や病院など、町内の重要な施設への配水管路の耐震化を進めます。

一方、水道事業の財政状態につきましては、人口減により有収水量が減少していることから、さらなる経費削減を図り、経営の効率化に努めます。

今後とも水道事業の基本責務を踏まえ、安心・信頼される水道事業の経営に努めます。

結び。以上、平成30年度における町政執行の基本的な考えと、その政策の概要を申し上げました。

町民と行政が連携し、主人公たる町民が幸せを実感できるまちづくりを目指し、職員と一丸となって最善の努力を傾注していきます。

議会議員各位並びに町民皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 町長の町政執行方針の説明が終わりました。

○議長（中井寿夫君） 続きまして、平成30年度教育行政執行方針について佐々木教育長から説明されます。

佐々木教育長の発言を許します。

○教育長（佐々木 隆君） 平成30年度教育行政執行方針。

I、初めに。

平成30年第1回定例会の開会に当たり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、少子高齢化や国際化が急速に進み、社会にさまざまな影響をもたらす中、人々の個性を伸ばし、地域の支えとなる人材を育成することが、教育の重要な役割です。教育の根幹は、「人づくり」であり、地域社会の一員として、ふるさとへの愛着や誇りを持ち、みずからの知恵と行動力を発揮して、新しい時代を切り開くための問題解決能力と柔軟な思考力を兼ね備え、他者との関係を構築できる人材の育成が重要です。

II、基本方針。

学校教育では、子供たちの個性を大切にするとともに基礎・基本をしっかりと身につけ、社会で生きる力を養うための確かな学力の習得、豊かな心、健やかな体を育むための調和のとれた教育活動のさらなる充実に努めます。

また、社会全体で子供たちを守り育む環境づくりとして、学校・家庭・地域が互いに連携・協力しながら、それぞれの機能を発揮し、さまざまな課題の解決に努めるなど子供たちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、生涯学習社会の実現のために、自分に適した手段・方法によって、自主的に学び続けることのできる機会の提供に努めます。

また、町民が生涯を通して学び、習得した学習の成果を地域に生かせる環境づくりに努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

III、重点目標。

1、生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実。子供たちが、変化の激しい時代を自立して生き

ていくためには、基礎的・基本的な知識や技能の習得と、それらを活用して課題を解決するための思考力や判断力等に加え、みずから学んだことを生かせる確かな力を育むことが極めて重要です。

全国学力・学習状況調査の結果を活用しながら、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の検証を行い、子供たちがわかる喜びを実感できるよう授業改善を行うとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、基本的な生活習慣と学習習慣の定着を目指します。

学校生活や学習上に「困り感をもった児童生徒」さらには、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」の個に応じたきめ細かな教育活動の充実に努めるため、引き続き、学習支援員等を配置します。

特別支援教育につきましては、教職員の共通認識のもと各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機関との連携を図りながら、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実に努めます。

外国語教育では、次期学習指導要領において、小学校での英語の教科化と必須化に伴い、本年度から移行期間として、小学校における外国語活動対象の拡大などを図るため、外国語指導助手1名を増員し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

I C T教育につきましては、児童生徒の主体的な学習活動への参加や、学習意欲、思考力、判断力などの育成に向け、情報機器の充実と活用能力の向上を図るとともにインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、家庭との連携や情報モラル教育のさらなる充実に努めます。

地域に信頼される学校づくりに向け、学校運営につきましては、学校評議員会や学校評価制度の活用を図り、学校だよりや教育活動の地域公開な

どを通して、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに、地域に根差した教育活動に取り組みます。

また、学びや育ちの連続性の確保に向け、小中学校の連携強化に努めます。

教育の質を確保する観点から、教職員が児童生徒一人一人に向き合う時間をより多く確保する学校体制の整備に努めます。

さらには、教職員の各種研修会への積極的な参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の実践的指導力の向上に努めます。

2、思いやりとみずから律する心を大切に
する生徒指導の充実。

本町の未来を担う子供たちが、みずからの存在感と将来に対する夢や目標を持ち、心身ともに健康で豊かな生活を送るための基本的な生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、良好な人間関係を構築するため、互いを尊重し、ともに支え合う、思いやりの心や倫理観と規範意識を持ち、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

生徒指導は、児童生徒との信頼関係の構築と心が通い合う人間関係を基盤として、相談体制や支援体制の強化を図り、児童生徒が自信や誇りを持ち、みずからが判断し行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、早期にその実態や要因を的確に捉え、児童生徒や家庭の抱える問題を解決することが最も重要であることから、引き続きスクールカウンセラーを配置するとともに関係機関と連携を図り、相談体制と支援体制の充実に取り組みます。

また、不登校児童生徒に対する教育的ニーズは年々増加しており、引き続き適応指導教室を開設するとともに、通級する児童生徒の学校復帰に向けた指導や支援を行います。

いじめ問題につきましては、余市町子どものい

じめ防止条例に基づき、子供たちが安心して健やかに成長することができる環境づくりを総合的に推進します。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置づけ、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を分析し、積極的に活用するとともに、教育行政・学校・地域・家庭との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に向けた取り組みを推進します。

児童生徒への指導に際し、いかなる場合においても体罰は許されるものではなく、教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われないよう、教職員の意識改革等を促進するとともに、児童生徒にとって充実した学校生活となるよう、適切な生徒指導の確立に努めます。

3、生命をとうとぶ心を大切に
する健康・安全教育と教育環境の整備充実。

子供たちが心身ともに健やかに成長するためには、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成するとともに、全ての教育活動を通して命のとうとさを自覚し、心身をたくましく鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育む健康教育と安全教育の充実に努めます。

非行・犯罪被害の未然防止につきましては、学校における「指導体制や相談体制の強化」、「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」の充実に努めるとともに、積極的に保護者や地域住民への情報提供や啓発活動を行い、学校と家庭・地域の連携を強化します。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

学校には、児童生徒が安心して学ぶことができる良好な環境づくりが求められます。引き続き学校設備の適切な維持管理を行うとともに安全性の確保に努めます。

学校保健では、小学校においてフッ化物洗口を実施しておりますが、児童の歯の健康づくりに向け本年度も継続します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の環境改善と衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供に努めます。

また、学校給食に生きた教材として地場産品を活用することにより、地産地消の推進を図るとともに、子供たちに食の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食習慣を養うための指導の充実に努めます。

学校図書館につきましては、学校図書 of 充実とあわせ、ボランティアによる読み聞かせの支援と余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸し出しや出前図書館の活用を図ります。

子育て・教育支援の一環として、教育に係る経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4、地域貢献に向けた学習機会の提供。

生涯学習社会の実現には、町民が生涯にわたっていつでも学ぶことができ、習得した知識・技能が適切に評価され、その成果が地域に寄与されることが大切です。

成人教育につきましては、一人一人の個性と社会性を生かしながら、充実した人生を築くために、学習ニーズに応じた事業の実施に努めます。

高齢者教育につきましては、健康で生きがいのある生活のために、学習機会の充実に努めるとともに、豊富な経験と知識を次世代に伝えていける機会の提供に努めます。

5、青少年の健全な育成に向けた環境づくり。

青少年の健全な心身と豊かな心を育むためには、家庭・学校・地域が一体となって、多様な体験の機会を提供するなど、よりよい環境づくりに努めます。

障害のある子供たちには、支援ボランティアや

関係団体と連携した交流機会の提供と、充実した体験活動の提供に努めます。

放課後の子供たちには、安全で安心な居場所づくりのために、学校や地域住民と連携しながら、多様な体験活動や学習機会の提供に努めます。

家庭教育につきましては、教育機能の向上のため、社会性や規範意識の大切さを感じてもらえる子育て体験事業に取り組むとともに、関係機関と連携し、子育てに関する情報提供に努めます。

6、芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用。

芸術文化活動の振興と文化財の保存・活用のためには、専門職員が連携を図りながら、それぞれの施設の機能を生かした、組織的な教育活動を実施することが大切です。

公民館につきましては、社会教育関係団体と連携し、実生活に即した教育・文化に関する各種事業を実施するとともに、潤いのある心豊かな生活に資するため、発表・鑑賞・創作機会の充実に努めます。

図書館につきましては、図書の整備を図るとともに、学校図書館や関係施設、ボランティアと連携しながら、引き続き「子どもの読書活動推進計画」に基づく読書普及活動の推進に努めます。

文化財施設等につきましては、歴史や伝統文化を将来に継承していくために、郷土の歴史に関する資料収集を行うとともに、文化財施設の適切な保存と埋蔵文化財や町内の歴史資料の活用に努めます。

7、体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興。

生涯にわたって活躍するために、スポーツを通して楽しみながら、体力向上と健康増進を図るとともに、感性を磨き心身を鍛えることのできる環境づくりが大切です。

子供たちが、所属するスポーツ関係団体と連携して、スポーツの楽しさを実感できるスポーツ体験事業を実施するとともに、子供たちの体力の向

上に努めます。

町民の健康増進と体力保持を目的として、ニュースポーツを取り入れた事業を実施するとともに、スポーツ関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動の振興に努めます。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

IV、結び。

余市町教育委員会としては、関係機関や団体はもとより家庭や地域と連携を図りながら、本町の未来を担う子供たちの確かな学びや豊かな心を養成し、健やかな成長を促すとともに、町民一人一人が生きがいを感じながら学び続け、豊かな人生を送ることができる生涯学習の町を目指し、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 教育長の教育行政執行方針の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第1、議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計予算、日程第6、議案第6号 平成30年度余市町水道事業会計予算の以上6件を一括議題とすることにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（前坂伸也君） ただいま一括上程されました平成30年度余市町各会計予算につきまして、初めに議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読します。

議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算。

平成30年度余市町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86億4,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済

費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出、北海道余市郡余市町長、嶋 保。

初めに、予算編成の指針となります平成30年度における国の地方財政計画の概要につきましてご説明申し上げます。通常収支分につきましては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うこととし、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額について平成29年度地方財政計画と同水準の額は確保されたところでございます。また、東日本大震災分につきましては、復旧復興事業及び全国防災事業について通常収支分とはそれぞれ別枠で事業費及び財源を確保することとしたところでございます。地方交付税については、地方財政計画における一般財源総額が伸びない中、地方税、地方譲与税が前年比1.0%増となっていることから、総額で前年比2.0%、3,213億円減の16兆85億円となったところでございます。実際の収支見込みにおいては、国税収入の増加により地方交付税法定率分が伸びることや地方税収入の増加などにより、地方全体の財源不足額は前年度より7,927億円減少し、6兆1,783億円となったものでございます。なお、不足する財源につきましては、これまでと同様に建設地方債の増発等によってもなお財源不足が生じる場合には、国と地方が折半で対応することとしており、国負担分については地方交付税の臨時財政対策特例加算として、地方負担分についてはこれまでと同様に臨時財政対策債の発行により賄うこととされたものでございます。

次に、本町の平成30年度の予算編成結果及びそ

の概要につきましてご説明申し上げます。平成30年度の余市町一般会計の予算規模は86億4,000万円であり、平成29年度と比較して3億8,000万円、率にして4.6%の増となっておりますが、その要因としましては障害福祉サービス費等給付費や北後志消防組合負担金、さらには町営斎場建替事業や大浜中登線道路整備事業、ロータリ除雪車購入事業によるものでございます。

なお、平成30年度の予算要求段階では大幅な財源不足となりましたが、予算編成の過程において国の地方財政対策が示されたことや基金の繰り入れなど歳入の見直し、また歳出の削減に努め、収支均衡となる予算編成となったものでございます。

次に、予算案の主な内容についてご説明申し上げます。参考資料によりご説明申し上げたいと存じますので、参考資料の3ページ、平成30年度歳入歳出款別予算額調べをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明申し上げますので、左側の歳入欄をごらん願います。予算書では11ページ、事項別明細書の歳入をごらん願います。1款町税の予算額は17億3,663万3,000円であり、前年度比5,030万9,000円、2.8%の減でございます。主な要因は、実績を勘案しての徴収率の見直しと固定資産税の評価がえに伴う課税標準の減によるものでございます。

2款地方譲与税の予算額は8,500万円であり、前年度と同額を見込んだものでございます。

3款利子割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

4款配当割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金の予算額は300万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

6款地方消費税交付金の予算額は3億8,000万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金の予算額は80万円

で、前年度と同額を見込んだものでございます。

8款自動車取得税交付金の予算額は1,500万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

9款地方特例交付金の予算額は520万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

10款地方交付税の予算額は35億696万6,000円であり、前年度比6,560万2,000円、1.8%の減でございます。平成29年度の普通交付税の確定額を参考に、平成30年度の地方財政計画の算定を見込んで推計したものでございます。

11款交通安全対策特別交付金の予算額は350万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

12款分担金及び負担金の予算額は5,711万1,000円で、前年度比150万5,000円、2.6%の減でございます。

13款使用料及び手数料の予算額は1億7,968万円で、前年度比366万8,000円、2.1%の増でございます。

14款国庫支出金の予算額は7億4,180万4,000円で、前年度比5,307万9,000円、7.7%の増でございます。主な要因としましては、障害者自立支援給付費負担金、ロータリ除雪車購入事業補助金等の増によるものでございます。

15款道支出金の予算額は5億8,415万2,000円、前年度比2,967万1,000円、5.4%の増でございます。主な要因としましては、障害者自立支援給付費負担金や知事、道議会議員選挙費委託金等の増によるものでございます。

16款財産収入の予算額は440万4,000円で、前年度比15万6,000円、3.7%の増でございます。

17款寄附金の予算額は1万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

18款繰入金の予算額は3億1,043万9,000円で、前年度比6,969万8,000円、29%の増でございます。主な要因としましては、財政調整基金繰入金、公共施設建設整備基金繰入金、余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金の増によるものでございます。

19款繰越金の予算額は100万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

20款諸収入の予算額は1億7,298万2,000円で、前年度比3,423万2,000円、24.7%の増でございます。主な要因としましては、高速道路関連施設整備助成金、救急業務支弁金の増によるものでございます。

21款町債の予算額は8億4,631万9,000円で、前年度比3億691万2,000円、56.9%の増でございます。そのうち普通交付税の振りかえ分としての臨時財政対策債が前年度と比較して1,908万8,000円減の2億5,731万9,000円でございます。主な増加要因としましては、町営斎場建替事業債、消防救助工作車購入事業債等の過疎対策事業債などの増によるものでございます。

以上が歳入予算の款別の主な状況でございます。

次に、歳出について各款ごとにご説明申し上げますので、同じページの右側をごらん願います。予算書では12ページの歳出をごらん願います。

1款議会費の予算額は1億4,606万5,000円で、前年度と比較して238万4,000円、1.6%の減でございます。

2款総務費の予算額は8億7,944万円で、前年度と比較して4,058万4,000円、4.8%の増でございます。主な要因としましては、ふるさと納税取扱業務委託料、地域公共交通網形成計画策定委託料などの増によるものでございます。

3款民生費の予算額は19億7,235万2,000円で、前年度と比較して1,724万6,000円、0.9%の増でございます。主な要因としましては、障害福祉サービス費等給付費、旧黒川保育所解体工事などの増によるものでございます。

4款衛生費の予算額は18億7,892万1,000円で、前年度と比較して2億8,820万4,000円、18.1%の増でございます。主な要因としましては、町営斎場建替工事、後期高齢者医療特別会計繰出金、じ

んかい収集車購入などの増によるものでございます。

5 款労働費の予算額は3,157万円で、前年度と比較して178万4,000円、5.3%の減でございます。主な要因としましては、雇用対策等賃金などの減によるものでございます。

6 款農林水産業費の予算額は2億5,875万9,000円で、前年度と比較して1,619万8,000円、5.9%の減でございます。主な要因としましては、ダム施設等維持管理工事、日本海漁業振興緊急対策事業補助金などの減によるものでございます。

7 款商工費の予算額は2億3,486万7,000円で、前年度と比較して328万6,000円、1.4%の増でございます。主な要因としましては、北海ソーラン祭り負担金、冬の観光推進事業補助金などの増によるものでございます。

8 款土木費の予算額は12億7,301万8,000円で、前年度と比較して6,994万2,000円、5.8%の増でございます。主な要因としましては、大浜中登線道路整備工事、ロータリ除雪車購入などの増によるものでございます。

9 款消防費の予算額は6億3,507万8,000円で、前年度と比較して1億1,806万5,000円、22.8%の増でございます。主な要因としましては、余市消防署における救急工作車購入などの増によるものでございます。

10 款教育費の予算額は6億1,024万7,000円で、前年度と比較して4,815万1,000円、7.3%の減でございます。主な要因としましては、中央公民館外壁改修工事が増となりましたが、教職員住宅解体工事、各小中学校改修整備工事、ジャンプ台における圧雪車購入などの減により全体として減額となっております。

11 款公債費の予算額は7億1,468万3,000円で、前年度と比較して8,881万円、11.1%の減でございます。主な要因としましては、長期債償還元金の減によるものでございます。

12 款予備費の予算額は500万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上が歳出の款別の主な状況でございます。

次に、予算参考資料の中の経常収支に関する調べについてご説明申し上げます。参考資料の4ページ、5ページをお開き願います。平成30年度の歳入における経常一般財源、4ページの表の右から2列目、E—F欄の下段、歳入合計a欄につきましては53億8,657万5,000円、前年度と比較して額で1億1,145万6,000円、率で2.0%の減となっており、町税、地方交付税の減額が要因でございます。一方、下のページの表の歳出における経常一般財源、5ページの表の右から2列目、下から5行目は55億8,352万7,000円であり、前年度と比較して額で1億746万7,000円、率で1.9%の減となっております。減額の主な要因につきましては、物件費、補助費等が増額となっているものの、人件費、公債費が減額となったことによるものでございます。

これにより本来普通交付税として経常一般財源となるべき臨時財政対策債2億5,731万9,000円を経常一般財源に加えた経常収支比率は、表の下、欄外に記載しておりますが、98.9%となり、前年度と比較して0.3ポイント悪化したものでございます。本町の経常収支比率は、依然高比率で推移しており、財政の硬直化も継続している状況でございます。今日の経済情勢等を踏まえた場合、歳入において普通交付税等の経常一般財源の増加を見込むことは難しい状況でございますが、今後も自主財源である町税の確保に最大限の努力を払い、財政健全化に取り組んでまいります。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお開き願います。本年度設定する債務負担行為は3点でございます。1点目は、町営斎場建替事業でありまして、期間が平成30年度から平成31年度まで、限度額を9億3,732万2,000円以内とするものであります。

2点目が平成30年度合併処理浄化槽水洗便所改造等資金利子補給金でありまして、期間が平成30年度から平成35年度まで、限度額を貸付額に対する利子相当額とするものであります。3点目が平成30年度金融機関が貸付ける合併処理浄化槽水洗便所改造等資金に係る損失補償でございます。期間が平成30年度から平成35年度まで、限度額を貸付額に延滞金を加算した額の範囲内とするものであります。

次に、第3表、地方債についてご説明申し上げます。予算書の7ページをお開き願います。本年度の地方債につきましては16件で、限度額の合計は8億4,631万9,000円でございます。防災情報通信設備整備事業債480万円、山田団地浄化槽整備事業債810万円、旧黒川保育所解体事業債700万円、教職員住宅解体事業債340万円、過疎対策事業債、ハード分で町営斎場建替事業債2億8,320万円、じん芥収集車購入事業債1,760万円、農業競争力基盤強化特別対策事業債150万円、水産物供給基盤機能保全事業債200万円、観光トイレ洋式化事業債80万円、橋りょう補修整備事業債1,990万円、道路ストック整備事業債480万円、ロータリ除雪車購入事業債1,710万円、消防救助工作車購入事業債1億1,610万円、中央公民館外壁改修事業債2,470万円、過疎地域自立促進特別事業債、ソフト分7,800万円、国の地方財政への対応による本来の普通交付税措置にかえて財源不足に充てるための臨時財政対策債が2億5,731万9,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年度と同様と設定いたしております。

以上、議案第1号 平成30年度余市町一般会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○民生部長（須藤明彦君） 次に、同じく一括上程されました議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計予算について、提案理由のご説明を

申し上げます。

平成12年度より開始されております介護保険制度につきましては、介護サービスの定着及び高齢化の進展等により、今後も需要は高く推移する傾向を示しております。

平成30年度の予算編成に当たりましては、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス等の保険給付サービスの必要量、さらには地域支援事業において実施する介護予防・日常生活支援総合事業並びに包括的支援事業等の事業量を推計し、被保険者が必要とするサービスの確保を基本として予算計上いたしたところであり、この結果予算総額は前年度対比1億276万4,000円減の23億3,105万円となった次第でございます。本年度は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進を念頭に、高齢者の方々が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう十分な介護サービスの確保、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のために必要な支援を講ずるとともに、保険給付費の動向を十分に見きわめ、保険料を初めとする必要な財源の安定確保を図りながら、会計の円滑な運営に努めてまいります。

それでは、以下議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計予算。

平成30年度余市町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億3,105万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

平成30年3月5日提出、北海道余市郡余市町長、嶋 保。

初めに、予算の総括についてご説明いたしますので、予算書の5ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

平成30年度当初予算額は、歳入歳出合計それぞれ23億3,105万円で、前年度と比較して1億276万4,000円の減となっております。この内容について款別の各項、目別にご説明いたしますので、予算書は次の6ページをお開き願います。あわせて予算参考資料の2ページ、2、歳入歳出予算総括表のほうもごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入についてご説明いたします。1款保険料、本年度予算額は4億5,656万9,000円で、前年度と比較し64万7,000円の増となっております。

次に、2款使用料及び手数料、本年度予算額は2万円で、前年度と同額の計上でございます。

3款国庫支出金、本年度予算額は5億9,779万3,000円で、前年度と比較し2,484万5,000円の減となっております。

内訳として、1項国庫負担金、本年度予算額は3億8,531万2,000円で、前年度と比較し1,944万8,000円の減となっております。

予算書は、次の7ページをごらん願います。2項国庫補助金、本年度予算額は2億1,248万1,000円で、前年度と比較し539万7,000円の減でございます。内容として、介護給付費に係る調整交付金や介護予防等の地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

4款支払基金交付金、本年度予算額は6億864万2,000円で、前年度と比較し5,169万2,000円の減となっております。内容として、介護給付費及び地域支援事業費に対する交付金を計上いたしましたものでございます。

5款道支出金、本年度予算額は3億3,644万9,000円で、前年度と比較し1,665万6,000円の減でございます。

内訳として、1項道負担金、本年度予算額は3億1,648万4,000円で、前年度と比較し1,864万6,000円の減でございます。

予算書は、次の8ページをお開き願います。2項道補助金、本年度予算額は1,986万5,000円で、前年度と比較し199万円の増でございます。

3項道委託金、本年度予算額は10万円で、前年度と同額の計上でございます。

6款財産収入、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の9ページをごらん願います。7款繰入金、本年度予算額は3億3,151万6,000円で、前年度と比較し1,021万8,000円の減でございます。

内訳として、1項一般会計繰入金、本年度予算額は3億2,991万6,000円で、前年度と比較し1,180万8,000円の減でございます。

2項介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額は160万円で、前年度と比較し159万円の増でございます。

8款繰越金、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の10ページをお開き願います。9款諸収入、本年度予算額は5万円で、前年度と同額の計上でございます。

内訳として、1項延滞金・加算金及び過料、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

2項預金利子、本年度予算額は1万円で、前年度と同額の計上でございます。

3項雑入、本年度予算額は3万円で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書は、次の11ページをごらん願います。1款

総務費、本年度予算額は3,131万2,000円で、前年度と比較し87万2,000円の増でございます。

内訳として、1項総務管理費は、一般事務費経費分の計上でございます。

2項徴収費は、保険料の賦課徴収に伴う経費の計上でございます。

予算書は、次の12ページをお開き願います。3項介護認定審査会費は、介護認定審査及び認定調査にかかわる諸経費の計上でございます。

予算書は、次の13ページをごらん願います。2款保険給付費、本年度予算額は21億6,188万1,000円で、前年度と比較し1億1,720万8,000円の減でございます。

内訳として、1項介護サービス等諸費は、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービス等給付費の計上でございます。

2項は、介護予防サービス等給付費の計上でございます。

3項は、その他諸費として介護給付費に係る審査支払手数料の計上でございます。

予算書は、次の14ページをお開き願います。4項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の計上でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費は、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の計上でございます。

6項市町村特別給付費は、居宅介護及び介護予防に係る福祉用具貸与費並びに住宅改修費の計上でございます。

予算書は、次の15ページをごらん願います。7項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者等に係る居住費、食費の補足給付費の計上でございます。

3款地域支援事業費、本年度予算額は1億3,645万6,000円で、前年度と比較し1,543万8,000円の増でございます。

内訳として、1項介護予防・生活支援サービス事業費並びに2項一般介護予防事業費につきましては、被保険者が要支援状態、要介護状態となることの予防を目的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施する各種事業に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の16ページをお開き願います。3項包括的支援事業・任意事業費は、被保険者が要支援状態、要介護状態となった場合においても可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を講ずるためのサービスの実施に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の17ページをごらん願います。4項は、その他諸費として介護予防・生活支援サービス事業に係る審査支払手数料の計上でございます。

4款諸支出金、本年度予算額は20万円で、前年度と同額の計上でございます。

5款基金積立金、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の18ページをお開き願います。6款公債費、本年度予算額は20万円で、前年度と比較し186万6,000円の減でございます。

内訳として、1項公債費、本年度予算額は20万円で、前年度と同額の計上でございます。なお、財政安定化基金償還金につきましては、道より借り受けておりました財産安定化基金貸付金の全てを平成29年度末に償還する見込みとなっておりますことに伴いまして、本年度予算額はゼロとなっております。

7款予備費、本年度予算額は100万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上、議案第2号 平成30年度余市町介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にただいま説明いたしました

た歳入歳出予算総括表のほか、科目別予算額伸長状況及び介護保険料賦課状況並びに保険給付費算出表等を記載しておりますので、後ほどご高覧を賜りたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第3号平成30年度余市町国民健康保険特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度余市町国民健康保険特別会計につきましては、総体で前年度と比較して5億1,300万円を減額した予算を計上いたしたところでございます。平成30年度から始まります新たな国民健康保険制度においては、都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などに中心的な役割を担うこととなり、本町におきましても事務の広域化や効率化を図りながら、適正な財源確保と単年度収支均衡を念頭に置き、健全な運営に努める所存でございます。

以下、議案を朗読し、主な予算内容についてご説明申し上げます。

議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度余市町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億4,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

平成30年3月5日提出、北海道余市郡余市町長、嶋 保。

最初に、予算の総体についてご説明申し上げますので、予算書の5ページ及び6ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと存じ

ます。

平成30年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ27億4,900万円で、前年度当初予算額と比較して5億1,300万円の減となっております。また、歳入歳出の予算科目において平成30年度からの都道府県単位化に伴い、それぞれにおいて追加、削減を行い、予算編成を行ったものであります。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書は7ページ、あわせて参考資料の2ページの2、歳入歳出予算総括表の上段をごらん願います。

1 款国民健康保険税、本年度予算額は4億6,336万円で、前年度と比較して3,689万6,000円の減となっております。

1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額は4億5,971万7,000円で、前年度と比較して3,195万5,000円の減でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額は364万3,000円で、前年度と比較して494万1,000円の減となっております。医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分のそれぞれの現年課税分につきましては、一般被保険者と同じ賦課割合に基づき算定し、計上いたしております。

次に、8ページをお開き願います。2 款一部負担金、本年度予算額は2,000円、3 款使用料及び手数料、本年度予算額は40万円で、それぞれ前年と同額を計上いたしております。

4 款道支出金、本年度予算額は20億7,569万5,000円で、前年度と比較して18億7,824万円の増となっております。

次に、9ページ中段をごらん願います。5 款繰入金、本年度予算額は2億904万8,000円で、前年度と比較して976万5,000円の増となっており、財政安定化支援分、出産育児一時金、事務費のほか、保険基盤安定繰入金、低所得者の保険税軽減分に対しての一般会計からの繰入金でございます。

6 款諸支出金、本年度予算額は49万5,000円で、前年度と同額を計上いたしております。

次に、10ページをお開き願います。中段からの国庫支出金、11ページの療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金につきましては、道への移管に伴い廃款といたしたところでありませ

す。次に、歳出をご説明申し上げます。予算書は12ページ、参考資料は同じ2ページの下段をごらん願います。1 款総務費、本年度予算額は2,340万円で、前年度と比較して96万5,000円の減でございます。予算書の14ページをお開き願います。都道府県単

位化により2 款保険給付費において前年度までの項を集約し、新たな保険給付費の項を設け、本年度予算額は20億5,629万8,000円を計上いたしております。また、前年度までの項等は廃止とし、15ペ

ージから16ページに表示いたしております。予算書の17ページをお開き願います。新たな款として、3 款国民健康保険事業費納付金を設け、本年度予算額は6 億5,264万4,000円を計上いたしております。

4 款共同事業拠出金、本年度予算額は1,000円で、前年度と比較して7 億3,123万3,000円の減となっております。前年度までの高額医療費及び保険財政安定化に伴う共同事業拠出金は、都道府県

単位化に伴い道へ移管となったものであります。予算書の18ページをお開き願います。5 款保健事業費、本年度予算額は1,265万7,000円で、前年度と比較して46万7,000円の増でございます。

予算書の19ページをごらん願います。6 款公債費、本年度予算額は100万円で、前年度と比較して10万円の増でございます。

7 款諸支出金、本年度予算額は200万円で、前年度と比較して100万円の増でございます。予算書の20ページをお開き願います。8 款予備費、本年度予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、道への移管に伴い廃款といたしたところでありませ

す。以上、議案第3号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料にはただいまご説明いたしました予算総括表のほか、保険税課税状況並びに保険給付費の内訳等を記載しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、総体で前年対比2,970万円を増額した予算を計上いたしたところでございます。平成20年度より75歳以上の高齢者の方々を対象に新たな医療保険制度として都道府県単位の広域連合組織により運営され、構成町村として義務づけられております保険料の徴収等、必要な予算計上を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、主な予算内容についてご説明を申し上げます。

議案第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度余市町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3 億2,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日提出、北海道余市郡余市町長、嶋 保。

最初に、予算の総体についてご説明申し上げますので、予算書の5ページ、6ページ、歳入歳出

予算事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。

平成30年度当初予算額は、歳入歳出それぞれ3億2,900万円となっております。

以下、各款別の内容について歳入からご説明いたします。予算書は7ページ、あわせて参考資料は1ページの1、歳入歳出予算総括表をごらん願います。

1款後期高齢者医療保険料、本年度予算額は2億2,240万3,000円で、前年度と比較して1,835万7,000円の増となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額は2万1,000円で、前年度と同額の計上でございます。

3款国庫支出金、本年度予算額は71万3,000円でございます。

予算書の8ページをお開き願います。4款繰入金、本年度予算額は1億365万2,000円で、前年度と比較して1,063万円の増でございます。内容については、本特別会計で使用する一般管理費等事務費に係る繰り入れと広域連合が担う医療費等給付事務費に係る繰り入れ、さらに低所得者に係る保険料軽減分の道負担分4分の3と町負担分4分の1を合わせて保険基盤安定繰入金と計上いたしております。

5款繰越金、本年度予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

6款諸収入、本年度予算額61万円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げます。予算書は10ページ、参考資料は同じ1ページ下段をごらん願います。1款総務費、本年度予算額は384万1,000円で、前年度と比較して66万円の増でございます。

1項総務管理費、本年度予算額は62万9,000円で、前年度と同額を計上しております。

2項徴収費、本年度予算額321万2,000円で、前年度と比較して66万円の増でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予

算額は3億2,454万9,000円で、前年度と比較して2,904万円の増となっております。内容については、広域連合が担う医療費等給付事務費に係る負担金、保険料として保険料軽減分の保険基盤安定繰入金とを合算し、保険料等負担金として計上いたしましたものでございます。

予算書の11ページをごらん願います。3款諸支出金、本年度予算額60万円で、前年度と同額を計上しております。

4款予備費、本年度予算額1万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第4号 平成30年度余市町後期高齢者医療特別会計予算の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました予算総括表のほか、保険料賦課状況、被保険者の状況、医療費等の自己負担について記載しておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） ただいま一括議題の議案6件の提案説明中ではありますが、各会派代表者会議の開催、さらに昼食を含め、午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一括議題となっております議案第5号ないし議案第6号について提案理由の説明を求めます。

○建設水道部長（久保 宏君） 引き続きまして、一括上程されました議案第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読いたします。

議案第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計予算。

平成30年度余市町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,869万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

平成30年3月5日提出、北海道余市郡余市町長、嶋 保。

本年度の予算の概要につきましては、主な事業といたしまして処理場整備事業として下水処理場の監視制御設備の更新工事を行い、また管渠整備事業として汚水管渠547メートルの整備を実施するものであります。さらに、施設の管理に当たりましては、効率的な運営が図られるよう予算措置を行ったところであります。

この結果、本年度の予算総額は12億5,869万9,000円となり、前年度当初予算額と比較いたしまして2,378万円、1.9%の増となった次第であります。

初めに、予算の総体をご説明申し上げますので、予算書の7ページ、歳入歳出予算事項別明細書を

お開き願います。あわせて参考資料の1ページ、歳入歳出予算総括表をごらん願います。

歳入につきましてご説明いたします。1款分担金及び負担金、本年度予算額223万円で、前年度と比較して128万円、36.5%の減となっております。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2億7,441万1,000円で、前年度と比較して91万8,000円、0.3%の減となっております。

3款国庫支出金、本年度予算額8,030万円で、前年度と比較して1,730万円、27.5%の増となっております。

4款財産収入、本年度予算額1万3,000円は、前年度と同額の計上でございます。

5款繰入金、本年度予算額4億9,273万3,000円で、前年度と比較して937万8,000円、1.9%の増となっております。

6款繰越金、本年度予算額1万円は、前年度と同額の計上でございます。

7款諸収入、本年度予算額2,000円は、前年度と同額の計上でございます。

8款町債、本年度予算額4億900万円で、前年度と比較して70万円、0.2%の減となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書の8ページをお開き願います。1款総務費、本年度予算額6,272万円で、前年度と比較して1,388万6,000円、18.1%の減となっております。

2款事業費、本年度予算額4億349万7,000円で、前年度と比較して7,991万4,000円、24.7%の増となっております。

3款公債費、本年度予算額7億9,242万2,000円で、前年度と比較して4,224万8,000円、5.1%の減となっております。

4款予備費、本年度予算額6万円は、前年度と同額の計上でございます。

次に、主な款項の内容について歳入からご説明いたしますので、予算書の9ページをごらん願います。1款分担金及び負担金、1項負担金223万円

につきましては、平成29年度までに供用開始した区域と平成30年度供用開始予定区域に係る受益者負担金の見込み額の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料のうち1目下水道使用料2億7,430万7,000円につきましては、前年度の収入見込みと本年度水洗化戸数を勘案し、下水道使用料を計上したものでございます。

次に、10ページをお開き願います。3款国庫支出金、1項国庫補助金8,030万円につきましては、管渠整備事業及び下水道処理場整備事業にかかわる国庫補助金を計上したものでございます。

4款財産収入、1項財産運用収入3,000円につきましては、基金より生ずる利子の見込み額を計上したものでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金4億9,273万3,000円につきましては、下水道事業に対する経費の負担区分に基づく一般会計からの繰入金を計上したものでございます。

次に、11ページ下段をごらん願います。8款町債、1項町債4億900万円につきましては、一般起債ほかの計上でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、12ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費6,026万5,000円につきましては、人件費のほか下水道使用料収納事務委託料、消費税等を計上したものでございます。

2目財産管理費245万5,000円につきましては、各種保険料及び下水道台帳作成委託料等を計上したものであります。

次に、13ページ下段をごらん願います。2款事業費、1項公共下水道事業費のうち1目建設事業費2億3,706万6,000円につきましては、事業に要する人件費のほか雨水及び汚水管渠に係る実施設計の委託料、管渠建設及び処理場設備更新に係る工事請負費を計上したものでございます。

次に、14ページをお開き願います。中段です。2目施設管理費1億6,643万1,000円につきましては、

下水道処理場及び中継ポンプ場等の施設維持管理経費を計上したものでございます。

次に、15ページ中段をごらん願います。3款公債費、1項公債費、1目元金6億5,962万3,000円、2目利子1億3,279万9,000円につきましては、借り入れ本数112本、未償還額79億9,615万3,000円に係る元金及び利子、さらに一時借入金に対する利子を計上したものでございます。

次に、第2表、債務負担行為につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。水洗便所改造等資金につきましては、貸付事務の取り扱い金融機関に対して貸付金の利子負担と債務不履行の際の損失補償を行っており、これらにつきまして貸付金の返済期間に合わせ設定いたしてございます。また、公共下水道処理場整備事業につきましては、監視制御設備の更新工事が平成30年度、31年度にまたがることから設定いたしてございます。

次に、下段の第3表、地方債につきましてご説明いたします。本年度の事業執行に必要な公共下水道事業債であり、限度額は4億900万円であります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年度と同様に設定いたしましたものでございます。

以上、議案第5号 平成30年度余市町公共下水道特別会計予算につきましてその概要をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、一括上程されました議案第6号 平成30年度余市町水道事業会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本年度の予算につきましては、収益的収入及び支出について、収入においては給水収益及び一般会計補助金の減少があるものの、余市川浄水場の膜ろ過設備の更新に係る修繕引当金の取り崩しに伴う収益化により、水道事業収益全体で前年度当初予算から比較して5.0%の増加であります。ま

た、支出においては、人事異動に伴う人件費、浄水施設に係る運転管理費、配給水費に係る修繕費の減、さらに営業外費用において支払利息、消費税納付見込み額の減少などが見られるものの、余市川浄水場膜ろ過モジュール交換を本年度から2カ年計画で実施することにより、水道事業費用全体で前年度当初予算と比較して4.4%の増となっております。

一方、資本的収入及び支出につきましては、主な建設改良事業として重要な施設への管路の耐震化を昨年引き続き実施するとともに、市街地における水圧の均衡を図るための管網整備として配水管の布設を行うものでございます。また、建設改良費及び事業費の元金償還額の増加に伴い、資本的収支において大幅に財源不足が発生することから、引き続き資本費平準化債の借り入れ措置を行い、あわせて建設改良費の財源に充てるための企業債の借り入れを行うとともに、なお不足する財源につきましては損益勘定留保資金等により補填するものでございます。

本年度の予算執行に当たりましては、水道の基本責務であります安心、安全な水の安定的供給を図るために創意工夫を重ねながら、最大限の企業努力を図ってまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 平成30年度余市町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成30年度余市町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数8,906戸。
- (2) 年間総配水量215万6,000立方メートル。
- (3) 1日平均配水量5,907立方メートル。
- (4) 主要な建設改良事業。

(ア) 配水管整備事業2億1,663万5,000円につ

きましては、重要な施設への管路の耐震化とあわせて市街地の管路整備として配水管の布設を行うものでございます。

(イ) 原水設備改良事業604万9,000円につきましては、取水ポンプ場の色度計の更新を行うものでございます。

(ウ) 量水器設置事業1,553万8,000円につきましては、計量法に基づく更新、さらには新設用の量水器設置に要する費用でございます。

2ページをお開き願います。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益7億4,205万3,000円、第1項営業収益5億5,848万6,000円につきましては、給水収益5億4,050万5,000円、その他の営業収益1,798万1,000円であります。

第2項営業外収益1億8,356万7,000円につきましては、受取利息5万円、一般会計からの補助金5,962万6,000円、長期前受金戻入6,828万3,000円、引当金戻入5,550万8,000円、雑収益10万円であります。

支出、第1款水道事業費用7億2,151万6,000円、第1項営業費用6億742万7,000円につきましては、原水及び浄水費1億7,538万円、配水及び給水費5,572万5,000円、総係費6,996万円、減価償却費3億633万7,000円ほかであります。

第2項営業外費用1億1,298万9,000円につきましては、支払利息9,955万7,000円、消費税及び地方消費税1,343万2,000円でございます。

第3項特別損失100万円は、過年度損益修正損でございます。

第4項予備費10万円でございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,574万3,000円は、過年度分

損益勘定留保資金 1 億7,617万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,586万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,370万3,000円で補てんするものとする。)

収入、第 1 款資本的収入 3 億1,174万3,000円、第 1 項出資金1,922万7,000円は、簡易水道分に係る企業債の元金償還に対する一般会計の出資金でございます。

第 2 項国道補助金3,726万6,000円は、重要給水施設への耐震化に対する道補助金の計上でございます。

第 3 項工事負担金495万円は、配水管布設がえにより移設が必要となる消火栓等の移設負担金であります。

第 4 項企業債 2 億5,030万円は、配水管整備等に係る水道事業債 1 億8,030万円及び資本費平準化債7,000万円でございます。

支出、第 1 款資本的支出 5 億6,748万6,000円、第 1 項建設改良費 2 億5,677万5,000円につきましては、営業設備費1,553万8,000円、配水設備改良費 2 億3,358万3,000円、原水設備改良費765万4,000円であります。

第 2 項企業債償還金 3 億1,071万1,000円につきましては、財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構等への企業債償還元金の計上でございます。

3 ページをごらん願います。

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額 1 億7,430万円、起債の目的、原水設備改良事業、限度額600万円、起債の目的、資本費平準化債、限度額7,000万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該

見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め40年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。その他、起債の借入については借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、3 億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1 億1,922万3,000円。

(2) 交際費 1 万円。

(他会計からの補助金)

第 8 条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,962万6,000円である。

これにつきましては、簡易水道事業の統合等に伴う一般会計からの営業助成の補助金を計上したものでございます。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000万円と定める。

平成30年3月5日提出、北海道余市郡余市町長、嶋 保。

以上、議案第 6 号 平成30年度余市町水道事業会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、9日から11日までの3日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、9日から11日までの3日間休会とすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、12日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時50分

上記会議録は、枝村書記・荒谷書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 17番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 18番 溝 口 賢 誇

余市町議会議員 2番 吉 田 豊